



つくばみらい市告示第31号

つくばみらい市配偶者暴力相談支援センター事業実施要綱を次のように定める。

令和6年3月29日

つくばみらい市長 小田川 浩



つくばみらい市配偶者暴力相談支援センター事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「法」という。）第3条第2項（法第28の2において準用する場合を含む。）の規定に基づき、つくばみらい市において配偶者暴力相談支援センター事業（以下「事業」という。）を行うことにより、配偶者からの暴力の防止並びに被害者の保護及び自立支援を図ることを目的とする。

(事業の実施)

第2条 事業は、保健福祉部こども局おやこ・まるまるサポートセンターにおいて行う。

(事業の実施日及び実施時間)

第3条 事業の実施日は、月曜日から金曜日まで（つくばみらい市の休日を定める条例（平成18年つくばみらい市条例第2号）第1条第1項第2号及び第3号に規定する日を除く。）とする。

2 事業の実施時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、事業の実施日及び実施時間を変更することができる。

(事業の内容)

第4条 事業の内容は、法第3条第3項各号（法第28条の2において準用する場合を含む。）に掲げる業務のうち次に掲げる業務とする。

(1) 被害者（法第1条第2項に規定する被害者をいう。以下同じ。）に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第11条に規定する女性相談支援員をいう。）若しくは相談を行う機関を紹介すること。

(2) 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

(3) 保護命令の制度（法第10条から第22条に規定する制度をいう。）の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

(4) 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機

関との連絡調整その他の援助を行うこと。

(住民基本台帳事務における支援措置)

第5条 市長は、相談者から住民基本台帳事務における支援措置の相談を受けたときは、必要に応じて面接相談を行った後、申出に関する支援を行う。

(証明書等の発行)

第6条 被害者が配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書の発行を受けようとするときは、配偶者からの暴力の被害者に関する証明書等交付申請書(様式第1号)により、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、申請書の内容を審査し、証明書の交付が適当であると認めるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる証明書を当該申請した者に交付するものとする。

(1) 相談者から健康保険の被扶養者から外れたい旨の相談を受けたとき 配偶者からの暴力の被害者に関する証明書等交付申請書(様式第2号)

(2) 相談者から国民年金又は厚生年金保険における秘密の保持の配慮に関する相談を受けたとき 配偶者からの暴力の被害者に関する証明書(年金用)(様式第3号)

(3) 相談者から母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項第3号に該当する旨の相談(配偶者からの暴力被害に対するものに限る。)を受けたとき 配偶者からの暴力の被害者に関する証明書(母子及び父子並びに寡婦福祉用)(様式第4号)

(4) 相談者から児童手当の支給に関する相談を受けたとき 配偶者からの暴力の被害者に関する証明書(児童手当用)(様式第5号)

(5) 配偶者からの暴力の被害者に関する証明書(その他)(様式第6号)

(6) 事前に面談相談を受けていた相談者から面談相談を行ったことに係る証明書の申請を受けたとき 来所相談証明書(様式第7号)

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、本事業の実施に関して必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

配偶者からの暴力の被害者に関する証明書等交付申請書

年 月 日

つくばみらい市長 様

申請者 現住所
氏名
(一時保護中の氏名)
生年月日 年 月 日
電話番号

下記証明書の交付を申請します。

記

(交付を求める書類の番号を○で囲み、情報提供について承諾の有無のチェックをしてください)

- 1 登録情報の証明書の交付事務及び情報の提供事務の取扱い実施請求書(道路運送車両法)
- 2 健康保険の被扶養者からの除外にかかる証明書(健康保険脱退・加入)
- 3 年金保険の秘密の保持の配慮にかかる証明書(基礎年金番号変更等)
- 4 国民健康保険料の特例免除の初回申請にかかる証明書
- 5 母子及び父子並びに寡婦福祉法にかかる証明書(貸付金・就業支援等)
- 6 児童手当関係事務処理にかかる証明書
- 7 その他(来所相談証明書・)
(申請目的:)
(提出先:)

※相談内容について、必要に応じてつくばみらい市配偶者暴力相談支援センターから証明書提出機関へ情報提供することを

承諾します

承諾しません

備考

- (1) 一時保護を受けた方で、現在と一時保護中の氏名が異なる場合、または、通称名の使用を希望する場合は、申請者の「(一時保護中の氏名)」欄に記入してください。
- (2) 連絡先等については、住所以外の場所に郵便物等を送付する場合の連絡先(関係機関や代理の名称、電話番号も可)を記入してください。
- (3) 8については、申請目的と提出先を記載してください。目的や提出先によっては、交付できない場合があります。不明点は、あらかじめご確認ください。

様式第2号（第6条関係）

配偶者からの暴力の被害者に関する証明書（健康保険用）

(フリガナ) 氏名(※1)	
生年月日	
(フリガナ) 同伴者氏名(※2)	
生年月日	
(フリガナ) 同伴者氏名(※2)	
生年月日	
(フリガナ) 同伴者氏名(※2)	
生年月日	
連絡先の住所 電話番号等(※3)	

上記の者は、配偶者からの暴力を理由として相談を行ったことを証明する。

年 月 日

つくばみらい市配偶者暴力相談支援センター
つくばみらい市長 印

電話番号

健康保険の加入状況

被保険者（組合員） 住 所		
被保険者証記号番号 (※4)	記号	番号
被保険者（組合員） 氏 名		
被保険者（組合員） 生年月日		
被験者（組合員）の 勤務する事業所名または船舶所有者名		

様式第3号（第6条関係）


配偶者からの暴力の被害者に関する証明書（年金用）

(フリガナ) 氏名(※1)	
生年月日	
現住所	
連絡先(※2)	
(フリガナ) 同伴者氏名(※3)	
生年月日	
現住所	
連絡先の住所 電話番号等(※2)	

上記の者は、配偶者からの暴力を理由として相談を行ったことを証明する。

なお、本証明書の用途は、国民年金保険料の免除申請、年金事務所等が管理する記録について秘密の保持の配慮に関する申出または遺族年金等の生計同一要件の認定に使用する場合に限る。

年 月 日

つくばみらい市配偶者暴力相談支援センター
つくばみらい市長 

電話番号

健康保険の加入状況

本人の基礎年金番号または年金証書の 基礎年金番号および年金コード (※4)	
同伴家族の基礎年金番号または年金証書の 基礎年金番号および年金コード (※5)	

注釈

- ※1 配偶者からの暴力を理由としてつくばみらい市配偶者暴力相談支援センターにおいて来所相談を受けた者の氏名を記載すること。
- ※2 年金事務所等から年金手帳や年金証書等を送付する場合の連絡先（関係機関や代理の名称、電話番号も可とする。）を記入すること。
- ※3 配偶者からの暴力を受けている者（本人）に被保険者または年金受給権者たる同者がいる場合には、その者の氏名を記入すること。
- ※4 および5 不明である場合には空欄にすること。

備考

- 1 証明書の太枠内は、原則として被害者の保護等を行った機関等が記入し、基礎年金番号、年金証書の基礎年金番号および年金コードについては本人が記入すること。
- 2 この証明書は、配偶者からの暴力を理由としてつくばみらい市配偶者暴力相談支援センターにおいて来所相談を受けた者に対して発行するものであり、配偶者からの暴力を理由として相談を受けたことを証明するものであって、配偶者からの暴力があった事実を証明するものではない。なお、年金事務所等に被扶養者認定を外す等の申請を行う際にこの証明書を添付すること。
- 3 この証明書の用途は、国民年金保険料の免除申請または年金事務所等で管理している国民年金および厚生年金保険の被保険者および受給権者の記録について、秘密の保持に配慮してほしい旨の申出を行う場合または遺族年金等の生計同一要件の認定に使用する場合に限る。
- 4 3の申出の際は、被害者本人か、この証明書を含む必要書類やその提出方法等について事前に年金事務所等に確認すること。
- 5 年金事務所においては、証明書に記載されている相談機関等の証明書を発行した機関の名称等について配偶者（配偶者であった者及び配偶者から依頼を受けた第三者を含む）に知らせないなど取扱いについては十分配慮されたい。

様式第4号（第6条関係）

配偶者からの暴力の被害者に関する証明書（母子及び父子並びに寡婦福祉法用）

(フリガナ) 氏名(※1)	
生年月日	
(フリガナ) 同伴者氏名(※2)	
生年月日	
(フリガナ) 同伴者氏名(※2)	
生年月日	
(フリガナ) 同伴者氏名(※2)	
生年月日	

上記の者は、配偶者からの暴力を理由として相談を行ったことを証明する。

年 月 日

つくばみらい市配偶者暴力相談支援センター
つくばみらい市長 印

電話番号

注釈

- ※1 配偶者からの暴力を理由としてつくばみらい市配偶者暴力相談支援センターにおいて来所相談を受けた者の氏名を記載すること。
- ※2 配偶者からの暴力を理由としてつくばみらい市配偶者暴力相談支援センターにおいて来所相談を受けた者に子どもなどの同伴者がいる場合には、その者の氏名を記入すること（同伴者が4人以上いる場合には、別紙としてこの様式を使用すること。）

備考

- 1 証明書の太枠内は、原則として被害者の保護等を行った機関等が記入すること。
- 2 この証明書は、配偶者からの暴力を理由としてつくばみらい市配偶者暴力相談支援センターにおいて来所相談を受けた者に対して発行するものであり、配偶者からの暴力を理由として相談を受けたことを証明するものであって、配偶者からの暴力があった事実を証明するものではない。
- 3 証明書に記載されている相談機関等の証明書を発行した機関の名称等について配偶者（配偶者であった者及び配偶者から依頼を受けた第三者を含む）に知らせないなど取扱いについては十分配慮されたい。

様式第5号（第6条関係）

配偶者からの暴力の被害者に関する証明書（児童手当用）

(フリガナ) 氏名(※1)	
生年月日	
(フリガナ) 同伴者氏名(※2)	
生年月日	
(フリガナ) 同伴者氏名(※2)	
生年月日	
(フリガナ) 同伴者氏名(※2)	
生年月日	
連絡先の住所 電話番号等(※3)	

上記の者は、配偶者からの暴力を理由として相談を行ったことを証明する。

年 月 日

つくばみらい市配偶者暴力相談支援センター
つくばみらい市長 印

電話番号

注釈

- ※ 1 配偶者からの暴力を理由としてつくばみらい市配偶者暴力相談支援センターにおいて来所相談を受けた者の氏名を記載すること。
- ※ 2 配偶者からの暴力を理由としてつくばみらい市配偶者暴力相談支援センターにおいて来所相談を受けた者に子どもなどの同伴者がいる場合には、その者の氏名を記入すること（同伴者が4人以上いる場合には、別紙としてこの様式を使用すること。）
- ※ 3 連絡先（関係機関や代理の名称、電話番号も可とする。）を記入すること。

備考

- 1 証明書の太枠内は、原則として被害者の保護等を行った機関等が記入すること。
- 2 この証明書は、配偶者からの暴力を理由としてつくばみらい市配偶者暴力相談支援センターにおいて来所相談を受けた者に対して発行するものであり、配偶者からの暴力を理由として相談を受けたことを証明するものであって、配偶者からの暴力があった事実を証明するものではない。なお、児童手当の受取人の変更申請を行う場合にこの証明書を添付すること。
- 3 2の申出の際は、被害者本人が、この証明書を含む必要書類やその提出方法等について事前に実施機関に確認すること。
- 4 実施期間は、証明書に記載されている相談機関等の証明書を発行した機関の名称等について配偶者（配偶者であった者及び配偶者から依頼を受けた第三者を含む）に知らせないなど取扱いについては十分配慮されたい。

様式第6号（第6条関係）

配偶者からの暴力の被害者に関する証明書（その他）

(フリガナ) 氏名(※1)	
生年月日	
(フリガナ) 同伴者氏名(※2)	
生年月日	
(フリガナ) 同伴者氏名(※2)	
生年月日	
(フリガナ) 同伴者氏名(※2)	
生年月日	
連絡先の住所 電話番号等(※3)	

上記の者は、配偶者からの暴力を理由として相談を行ったことを証明する。

なお、本証明の用途は、()に関する申出に使用する
場合に限る。

年 月 日

つくばみらい市配偶者暴力相談支援センター
つくばみらい市長 印

電話番号

注釈

- ※1 配偶者からの暴力を理由としてつくばみらい市配偶者暴力相談支援センターにおいて来所相談を受けた者の氏名を記載すること。
- ※2 配偶者からの暴力を理由としてつくばみらい市配偶者暴力相談支援センターにおいて来所相談を受けた者に子どもなどの同伴者がいる場合には、その者の氏名を記入すること（同伴者が4人以上いる場合には、別紙としてこの様式を使用すること。）
- ※3 連絡先（関係機関や代理の名称、電話番号も可とする。）を記入すること。

備考

- 1 証明書の太枠内は、原則として被害者の保護等を行った機関等が記入すること。
- 2 この証明書は、配偶者からの暴力を理由としてつくばみらい市配偶者暴力相談支援センターにおいて来所相談を受けた者に対して発行するものであり、配偶者からの暴力を理由として相談を受けたことを証明するものであって、配偶者からの暴力があった事実を証明するものではない。なお、手続きにおいて支給先の管理を行うための申出を行う際にこの証明書を添付すること。
- 3 2の申出の際は、被害者本人が、この証明書を含む必要書類やその提出方法等について事前に実施機関に確認すること。
- 4 実施期間は、証明書に記載されている相談機関等の証明書を発行した機関の名称等について配偶者（配偶者であった者及び配偶者から依頼を受けた第三者を含む）に知らせないなど、取扱いについては十分配慮されたい。

様式第7号（第6条関係）

来所相談証明書

下記の者を、配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第3条第3項第4号に基づき、来所相談を実施したことを証明する。

記

1 氏 名

2 生年月日

3 住 所

4 主 訴

5 相談場所

6 相談年月日

年	月	日
年	月	日
年	月	日
年	月	日

なお、この証明は、本人の申出による配偶者からの暴力を主訴として、来所相談があったことを証明するものであり、配偶者からの暴力があった事実を証明するものではありません。

つくばみらい市配偶者暴力相談支援センター
つくばみらい市長



電話番号